

## 千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付実施要領

### (目的)

第1 この要領は、千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を円滑に実施するために運用上の留意事項等を定めるものとする。

### (補助対象地域)

第2 要綱第3条第1項の水質浄化対策上市長が特に必要と認める区域とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 要綱第3条第1項第1号及び第2号に定める区域であって、7年以上整備されない区域
- (2) 要綱第3条第1項第3号に定める区域であって、農業集落排水処理施設の処理能力等の問題により接続できない区域

### (補助対象施設の整備に要する費用)

第3 要綱第5条第1項の補助対象施設の整備に要する費用とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 補助対象施設本体費
- (2) 補助対象施設据付工事費
- (3) その他市長が認める費用

### (単独等転換補助)

第4 要綱第5条第2項の転換に要する費用とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 単独処理浄化槽等の清掃費及び消毒費
- (2) 単独処理浄化槽等の解体工事費
- (3) 前号の工事に伴う廃棄物処理費
- (4) その他市長が認める費用

### (配管費用補助)

第5 要綱第5条第3項の工事に要する費用等は、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 合併処理浄化槽への転換に係る配管工事費
- (2) その他市長が認める費用

### (放流水処理装置補助)

第6 要綱第5条第3項の放流先がない場合の処理装置の設置に要する費用とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 放流先がない場合の処理装置本体費
- (2) 放流先がない場合の処理装置の据付工事費
- (3) その他市長が認める費用

### (高度促進補助)

第7 要綱第5条第5項のN10型合併処理浄化槽の整備に要する費用とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 補助対象施設本体費
- (2) 補助対象施設据付工事費
- (3) その他市長が認める費用

(交付の申請)

第8 要綱第6条第5号の見積書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 要綱第6条第7号の工事請負契約書は、様式第2号のとおりとする。
- 3 要綱第6条第8号の既設の単独処理浄化槽等の概要と転換計画を示した書類は、様式第3号のとおりとする。
- 4 要綱第6条第9号の放流先のない場合の処理装置の設置計画を示した書類は、様式第3号の2のとおりとする。

5 要綱第6条第12号のその他市長が必要と認める書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 土地又は住宅、あるいはその両方が申請者の名義以外の場合におけるそれぞれの所有権者の承諾書
- (2) 1件の補助金の交付申請について補助対象者が2人以上いる場合における補助対象者全員の同意書

(実績報告書)

第9 要綱第10条第2号の浄化槽施工結果報告書は、様式第4号のとおりとする。

- 2 要綱第10条第3号の設置工事の写真は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 浄化槽設備士が実地で浄化槽設備士証を携行して監督していることを証する写真及び現場に浄化槽事業者標識が掲げられている写真
  - (2) 基礎工事の状況を示す写真
  - (3) 据付工事の状況を示す写真
  - (4) かさ上げの状況を示す写真
  - (5) 浄化槽本体（型式のわかる）の写真
  - (6) 据え付け後の浄化槽内に漏水が無いか確認した写真
  - (7) 枕の写真
  - (8) その他市長が必要と認めた写真
- 3 要綱第10条第4号の既設単独処理浄化槽等の転換及び配管工事状況の写真は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 工事着工前の写真
  - (2) 汚泥汲取り作業の写真
  - (3) 消毒作業の写真
  - (4) 解体又は堀上げ作業の写真
  - (5) 埋め戻し作業の写真
  - (6) 工事完了の写真
  - (7) 配管部材の写真（新設）

(8) 撤去後の配管の写真

4 要綱第10条第5号の放流先のない場合の処理装置施工結果報告書は様式第3号の3のとおりとする。

5 要綱第10条第5号の放流先のない場合の処理装置の設置工事の写真は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工事着工前の写真

(2) 掘削床付け状況の深さの分かる写真

(3) 止水シート設置の状況が分かる写真

(4) 放流先のない場合の処理装置設置の各工程の写真

(5) ポンプ槽がある場合は、ポンプ槽の写真

(6) 埋め戻し作業の写真

(7) 工事完了の写真

(その他)

第10 要綱、要領に記されていないものの取り扱いについては、別途協議するものとする。

附 則

この要領は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成元年6月1日から施行する。

2 略

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

## 様式第1号

## 合併処理浄化槽設置工事見積書

年 月 日

(値の算出方法について、図面等で示すこと。)

設置者住所				設置者氏名	様	
工事業者住所				工事業者氏名	(※)	
名 称			数 量	单 価	小計金額	合計金額
① 合併処理浄化槽			1 基			
人槽	人槽					
② 土 工 事	処理能力 (T-N)	mg/ℓ 以下				
③ 基 础 工 事	1 式		1 式			
④ 据 付 工 事		1 式				
据付工事		(人 工)	人			
埋戻し工事		機 械	m <sup>3</sup>			
		人 力	m <sup>3</sup>			
型枠工事		材 料 費	kg			
鉄筋工事		工 費	kg			
捨コンクリート工事		(材 工 共)	m <sup>3</sup>			
基礎コンクリート工事		(材 工 共)	m <sup>3</sup>			
⑤ 付 帯 工 事	1 式					
水替え工事(ウェルポイント工事共)		1 式				
山留め工事		1 式				
浄化槽側壁工事		1 式				
流入・放流ポンプ槽		1 式				
はつり補修工事		1 式				
電気工事		1 式				
試運転調整費		1 式				
合 計		① ~ ⑤ の 合 計				
⑥ 単独処理浄化槽工事 (解体又は撤去)		清掃費及び消毒費				
		解 体 工 事 費				
		廃棄物処理費				
⑦ 単独処理浄化槽工事 (配管工事)		配 管 工 事				
⑧ 放流先のない場合の 処理装置設置工事		本体費 ( 人槽用)	1 基			
		据 付 工 事 費	1 式			
⑨ そ の 他		残 土 処 分				
		耐 荷 重 工 事				
⑩ 諸 経 費						
⑪ 消費税及び地方消費税		(①~⑩の計) × %				
見 積 総 額		① ~ ⑪ の 合 計				

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

工事請負契約書

第1条 発注者 (以下「甲」という。) 及び浄化槽事業者  
(以下「乙」という。) は、千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金の交付を受けて甲が  
行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠  
実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 千葉市 区

工事の期間 年 月 日～ 年 月 日

設置する浄化槽 处理性能

製造業者 BOD mg/1 以下

型 式 T-N mg/1 以下

人 槽 人槽 T-P mg/1 以下

工事の請負代金及び支払方法

金額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

支払方法 1. 現金 2. その他 ( )

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約  
の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支  
払いを完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い、浄化槽設備士  
に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、  
工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は継承させて  
はならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、  
又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限  
りではない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び千葉市が定  
める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し若しくは工  
事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期  
を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負  
担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができ  
ないときは、甲に対して遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。  
この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、所定の期間内に千葉市が定める千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づく所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合は、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続を要せずこの契約を解除することができる。

(1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続が受理されず、又は認められないとき。

(2) 工事用地につき工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合は、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償してこの契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合において、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条に基づき工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日(工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日)までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の 分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、  
甲は、当該金員につき支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩 錢の割合に  
による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものと  
する。

以上契約締結の証として、本契約書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ各自1通を保有す  
る。

年 月 日

甲　注文者　住 所

氏 名 ㊞

乙　請負者　住 所

氏 名 ㊞

(浄化槽工事業登録番号： )

又は届出番号： )

## 既設単独処理浄化槽等の概要と転換計画

1 申 請 者	住 所	
	氏 名	
2 既設の単独処理 浄化槽等の概要	種 類	(1) 単独処理浄化槽 (2) くみ取り槽
	製 造 業 者	
	型 式	
	人 槽	人槽
	処 理 方 式	(1) 腐敗 (2) 全ばつ氣 (3) 分離ばつ氣 (4) 分離接触ばつ氣
	設 置 場 所 略 図	
3 転 換 計 画	(1) 全て撤去 (2) 一部残置 (3) 再利用 ( ) (4) その他 ( )	

放流先のない場合の処理装置設置事業計画

1 申請者	住 所	
	氏 名	
2 設置する放流先のない場合の処理装置の概要	設 置 場 所	
	処 理 能 力	人槽用
	装 置 の 名 称	
	装置の認定番号	
	製 造 業 者	
3 放流先のない場合の処理装置設置工事計画		

放流先のない場合の処理装置施工結果報告書

設置者 住所

氏名

設置場所

処理能力 人槽用

装置の名称

認定番号

製造業者

様式第3号の2の事業計画に基づき適正に施工し、確認したことを報告します。

年 月 日

工事業者住所・氏名（名称）

登録番号 登録・届 千葉県知事（ ） 第 号

担当者氏名

## 淨化槽施工結果報告書

設置者の住所・氏名

設置場所

施設の名称

建築物の用途 处理対象人員(人槽) 人(人)

浄化槽協会登録番号 第 号

浄化槽製造業者名

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽工事業者住所・氏名(名称)

登録番号 登録・届 千葉県知事( ) 第 号

担当浄化槽設備士氏名

交付番号 第 号

検査項目	チェックポイント	欄
1. 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滯がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5. 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 净化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていかないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 净化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばつ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかりと固定されているか。	
11. ばつ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼動の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかりと固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	

検査項目	チェックポイント	欄
	消毒設備に変形や破損はないか。	
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	しっかりと固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
	ポンプますに変形や破損はないか	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが 2 台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか。	
14. ブロワーの設置、稼動状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分に行なわれているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
保守点検契約 有 保守点検業者名 登録番号		
無		
放流先 有		
無 蒸発散		